

## 政治資金収支報告書の虚偽記載等に対する課徴金制度の導入の適否／タイにおける贈収賄規制の概要及び最近の汚職防止法令改正による通報者保護制度の導入について

危機管理ニュースレター

2025年12月26日号

### 執筆者：

木目田 裕

[h.kimeda@nishimura.com](mailto:h.kimeda@nishimura.com)

宮本 聰

[s.miyamoto@nishimura.com](mailto:s.miyamoto@nishimura.com)

澤井 雅登

[ma.sawai@nishimura.com](mailto:ma.sawai@nishimura.com)

ナッタロス・タンプラシ

[n.tangprasitti@nishimura.com](mailto:n.tangprasitti@nishimura.com)

井浪 敏史

[s.inami@nishimura.com](mailto:s.inami@nishimura.com)

西田 朝輝

[a.nishida@nishimura.com](mailto:a.nishida@nishimura.com)

藤尾 春香

[h.fujio@nishimura.com](mailto:h.fujio@nishimura.com)

ナットラダ・ルアンウッティティクン

[n.ruangwuttikul@nishimura.com](mailto:n.ruangwuttikul@nishimura.com)

### 目次

- I 政治資金収支報告書の虚偽記載等に対する課徴金制度の導入の適否／木目田 裕
- II タイにおける贈収賄規制の概要及び最近の汚職防止法令改正による通報者保護制度の導入について／井浪 敏史、ナッタロス・タンプラシ、ナットラダ・ルアンウッティティクン
- III 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて／木目田 裕、宮本 聰、西田 朝輝、澤井 雅登、藤尾 春香

### I 政治資金収支報告書の虚偽記載等に対する課徴金制度の導入の適否

執筆者：木目田 裕

#### 1. 政治資金収支報告書の虚偽記載等に対する課徴金制度

2002年(平成14年)頃、私が法務省刑事局から金融庁総務企画局に出向し、同局企画課の課長補佐として、前年の9.11を受けてテロ資金対策等を担当していた当時のことですが、金融庁の当時の上司から「検察(特に東京地検特捜部)はなぜインサイダー取引をあまり起訴しないのか」と尋ねられたことがあります。

そのときに、私は、大要、「自分の個人的な意見ですが、検察は、刑事事件である以上、絶対に有罪の確信がない限り起訴しません。刑罰の本質は基本的には人を刑務所に入れたり死刑にすることにあり、刑事事件で処罰されると、その人は社会的生命を失うことにもなるからです。だから、たった1件のインサイダー取引事件であろうと、確実な有罪立証のために捜査に要する手間はかなりのものであり、いきおい悪質重大な事件を選別することになります。刑事手続は重たいのです。刑事でインサイダー取引を摘発することの意味はもちろん小さくありませんが、有罪になつても、しょせん執行猶予付きです。インサイダー取引を撲滅するには、独禁法のカルテルのように、課徴金制度を導入して、簡易迅速な手続で、悉皆摘発して、インサイダー取引をすれば必ず制裁を受けると社会に認識させる方がよいと思います。」旨、上司に自説を申し上げたことがありました。

今日の政治資金収支報告書の虚偽記載や不記載(以下一括して「虚偽記載等」ということがあります)をめぐる状況を見て、この時のことを思い出し、政治資金収支報告書の虚偽記載等やこれに関連する政治資金規正法違反<sup>1</sup>についても、政治資金収支報告の健全化・透明化のためには、刑事罰に加えて、課徴金制度を導入する方が適切であると考えています。

もちろん、政治資金収支報告書の虚偽記載等の中でも、贈収賄等の不正の隠蔽工作に等しいような悪質重大な事案は、引き続き、違反者に刑事罰を科して公民権停止に処するのがよいと思いますが、そうした悪質重大な事案以外のケースについては、次の内容の課徴金制度を設けて対応するのがよいと考えます。

- ① 違反者に対する制裁は、課徴金にとどめ、公民権停止には処さない
- ② 課徴金額は、虚偽記載や不記載に係る金額相当とする
- ③ 課徴金賦課のためには、違反者における故意を要件とする
- ④ 国家行政組織法3条2項のいわゆる三条委員会に類似する、独立で政治的に中立の機関を国会に設けて、その機関が刑事告発の要否を判断する(訴訟条件とするかどうかは要検討)とともに、違反行為の調査及び課徴金賦課の審判を行う

こうした課徴金制度を設ける方がよいとする理由は、以下で述べるとおり、

- ① 簡易迅速かつ悉皆的な制裁を可能とすること
  - ② 刑事罰への過度の依存による弊害を回避すること
- です。

## 2. 簡易迅速かつ悉皆的な制裁

(1) 冒頭でインサイダー取引について述べたとおり、検察は、刑事罰を科すとなれば、絶対に有罪の確信がない限り起訴しないのが原則です。まして、被疑者が政治家の場合、政治資金収支報告書の虚偽記載等の場合には、有罪となれば、その政治家は公民権停止になります。だから、捜査資源の有限性を踏まえれば、政治資金収支報告書の虚偽記載等があったとしても、検察は、その訴追裁量権(刑事訴訟法248条)に基づき、悪質重大な事件を選別すべきことになります。このことは、刑事罰が持つ厳しさによるものでして、被疑者が政治家であろうが、なからうが、犯罪が何であろうが、こうした刑事司法の謙抑性は等しく当てはまります。

政治資金収支報告書制度を通じて、政治団体等の資金の流れを透明化しようとするのであれば、悪質重大な事案以外の事案についても一定のペナルティを課すのがよく、簡易迅速に、かつ、悉皆的に、違反に制裁を賦課するためには、行政上の金銭的制裁としての課徴金が適しています。政治資金を原資とする政治家や関係者の遊興などもたまに問題にされますが、こうした事案なども課徴金の方が対応しやすい場合が多いと思います。

今日、課徴金制度は、独禁法はもとより<sup>2</sup>、金融商品取引法の開示規制・不公正取引規制、公認会計士法、薬機法<sup>3</sup>の誇大広告規制、景品表示法の表示規制に設けられ、独禁法における課徴金制度導入当時の「課

<sup>1</sup> 2024年改正(2026年1月1日施行)で導入された、国会議員関係政治団体の代表者による確認書制度に係る違反などを含む。

<sup>2</sup> 国民生活安定緊急措置法11条にも課徴金制度があります。なお、いわゆるスマホ新法(スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律)にも課徴金制度が導入されています。

<sup>3</sup> 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律。

徴金＝不当利得」の呪縛を振り払って<sup>4</sup>、独禁法及び金融商品取引法を中心に幅広く活用されており、相当程度の政策目的を達成できているように思います。

なお、課徴金は、刑事罰とは異なり、悪質重大でいわば厳しい倫理的非難を伴うような違反事案ではないので、公民権停止までは必要なく、また、簡易迅速な制裁手続という点に照らし、公民権停止にまで処するのは適正手続の保障(憲法 31 条)を欠くと思われます。

(2) 公民権停止に処さなくとも、次の 2 点から制裁効果は十分に高いと思われます。

1 点目は、課徴金額を虚偽記載や不記載に係る金額相当とすることです。例えば、1000 万円の収入の虚偽記載等であれば、課徴金は 1000 万円とすることが考えられます。もし、それでも抑止効果として足りないということであれば、機械保険連盟課徴金事件最高裁判決<sup>5</sup>等を踏まえ、「課徴金＝不当利得」の呪縛に囚われる必要はないと思うので、比例原則<sup>6</sup>を踏まえつつ、課徴金額を虚偽記載や不記載に係る金額の 2 倍などにすることも考えられます。

2 点目は、民主的統制です。公民権停止がなくとも、課徴金を課されれば、報道もされます。もし現に公職にある者として不適切となれば、国会や地方議会、政党等は、その政治家に辞任を求め、最終的には、選挙を通じて有権者が審判すればよいと思います。不適切な者は選挙等の民主的過程で排除すれば足ります。

そもそも論として言えば、本来的には、刑事処罰を通じた公民権停止で政治家を排除するのは、裁判官も検察官も選挙で直接選ばれているわけではない以上、民主的統制の観点から考えれば、例外的なものにとどめておくべきことだと思います。

(3) 課徴金賦課のための違反要件ですが、政治資金収支報告書の虚偽記載等については、課徴金とはいえ、違反者における故意を要件とする方がよいと思います。

理論上は、課徴金は行政上の制裁なので、故意・過失は違反要件として必要ないと考え方が一般的ですが、カルテルなどの独禁法違反や金商法違反のインサイダー取引など、多くの場合、課徴金であっても、故意(違反要件に該当する事実の認識)に相当する主観的認識の存在が違反要件それ自体に組み込まれています。

金商法の開示規制違反(特に、有価証券報告書等の虚偽記載等)は、必ずしも、違反要件それ自体に故意のような主観的認識の存在が組み込まれているわけではありませんが、金商法に課徴金制度を導入した当初の時期や運用模索中の時期を別にして、今日では、証券取引等監視委員会や金融庁の運用上、違反者に故意か故意に準じる落ち度がなければ課徴金までは課さない運用が定着しているように思います。比例原則の適用と整理するかどうかは議論の余地があるにせよ、課徴金とはいえ、違反行為と制裁との間にバランスは必要なため、有価証券報告書等の虚偽記載等について、不可抗力はもとより、単なるミスであれば課徴金は課さ

<sup>4</sup> 機械保険連盟課徴金事件(最判平成 17 年 9 月 13 日民集 59 巻 7 号 1950 頁)。

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-52374.pdf>

なお、仮に「課徴金＝不当利得」を前提にするとしても、虚偽記載等に係る金員は、違反行為者やその関係者が、国民からの監視を逃れ自由に使うことのできる金員になっているという意味では、不当利得と同様に捉えることもできると思います。

<sup>5</sup> 前掲脚注 4 参照。

<sup>6</sup> 比例原則とは、目的と手段の均衡を要求する法原則であり(法律学小辞典〔第 6 版〕(有斐閣、2025 年)1164 頁)、憲法 13 条や行政法の一般原則による要請であると考えられています。要するに、違反行為の軽重と制裁の軽重とがバランスを失していないことを求める考え方です。なお、金商法の課徴金制度の解釈運用との関係で、昔、比例原則について考えたことがあります(木目田裕=沼田知之「金融商品取引法の課徴金制度における偽陽性と上位規範の活用による解決」旬刊商事法務 1992 号(2013 年)14 頁)。

ないのが、今日では通常のように思います。

政治資金収支報告書の虚偽記載等についても、有価証券報告書等の虚偽記載等の場合と同様に、単なるミスによる虚偽記載等もあり得ますので、比例原則の見地に立てば、違反者に故意がない限り、課徴金は課さないとすることが適切であると思います。

#### (4) 国会における 3 条委員会類似の調査・審判機関

課徴金制度を設けるとなれば、政治資金収支報告書の虚偽記載等について調査を行い、課徴金賦課の審判を行うことを所管する国家機関(以下「調査・審判機関」といいます)が必要となります。政治資金規正法の所管官庁ということで総務省とすることも考えられるものの、国会議員やその候補者等が関係する違反事例を念頭に置くと、三権分立の観点から、調査・審判機関は国会に置くのがよく、その機関は国家行政組織法 3 条 2 項のいわゆる三条委員会のような独立で政治的に中立の機関とする方がよいと思います。

地方自治体の首長や地方議会議員やその候補者等が関係する違反事例については、都道府県議会や市区町村議会に調査・審判機関を設けることも考えられますが、人的資源の有限性や効率性、知見の集約等といった観点からすると、国会に置く調査・審判機関に集約する方が合理的なように思われます。

政治資金収支報告書の虚偽記載等に課徴金制度を導入するとしても、贈収賄等の不正の隠蔽工作に等しいような悪質・重大事案は、引き続き刑事罰の適用対象とすべきですが、どの事案を課徴金で対応し、どの事案に刑事罰を適用するかは、一つの判断となります<sup>7</sup>。特に、課徴金の場合には公民権停止に処さないとすると、課徴金か刑事罰かの選択は政治家の政治生命に特に大きな影響を与えることになります。

この点、起訴便宜主義に基づき、検察官の訴追裁量に委ねる考え方もあり得ますが、検察官は選挙で直接選ばれた者でないので、課徴金制度のために国会に三条委員会のような調査・審判機関を設けるのであれば、その機関が刑事告発の要否も判断することとするのが適切であると思います<sup>8</sup>。

### 3. 刑事罰への過度の依存による弊害

政治資金収支報告書の虚偽記載等について刑事罰に過度に依存することには、有限な捜査資源の合理的な配分を妨げるという問題もあります。言い換えると、政治資金収支報告書の虚偽記載等として検察・警察<sup>9</sup>に持ち込まれている事案の多くについて本当に刑事手続が必要なのかどうか、ということです。

収支報告書の虚偽記載等とはいえる(この「とはいえる」という表現は、この種の事件の捜査に従事したことのある方でしたら、ニュアンスを分かって頂けると思いますが)、虚偽記載等の立証のためには金の流れを丹念に追って証拠化していく必要があり、贈収賄事件を解明するのと大差ないくらいの捜査資源を消費することも少なくないと思います。

東京地検特捜部などが、度重なる政治資金収支報告書の虚偽記載等の事件の捜査に限られた人的資源を投入し続ける結果、贈収賄などの伏在している「本当の犯罪」の捜査に支障を及ぼしているのではないか、「巨悪を眠らせる」ことになっていないか、危惧されます。捜査資源は有限です。東京地検特捜部の検事を増員せよ、全国の検察からの応援を増やせ、と言っても、東京以外の府の事件を放置してよいのか、脱税事件やイ

<sup>7</sup> なお、立法政策として、違反者が刑事罰に処される場合に併せて課徴金をかけることも考えられますが、その場合には、独禁法や金商法にあるような罰金と課徴金の調整規定を設ける必要があります。

<sup>8</sup> その機関の告発を公訴提起の訴訟条件とすることも考えられます。

<sup>9</sup> 検察庁の特別捜査部・特別刑事部・財政経済係や都道府県警察本部の捜査二課等。

ンサイダー取引事件はどうする、窃盗や詐欺横領はどうする、殺人や強盗、性犯罪、トクリュウ、薬物、暴力団などはどうするのか等となります<sup>10</sup>。

社会全体から見た有限な捜査資源の合理的配分の観点からも、政治資金収支報告書の虚偽記載等について刑事罰を適用するのは、収賄に準じたり、不正の隠蔽工作のような悪質重大な事案に限定し、それ以外の事案は、課徴金制度を通じて簡易迅速に悉皆的に制裁を課していくことが、全体的な制度設計として合理的であると思います。

以上

## II タイにおける贈収賄規制の概要及び最近の汚職防止法令改正による通報者保護制度の導入について

執筆者：井浪 敏史、ナッタロス・タンプラシ、ナットラダ・ルアンウッティティクン

### 1. はじめに

タイは ASEAN 地域で 2 番目の経済規模を有する国であり、貿易及び投資の重要な拠点です。その戦略的な立地及び発展したインフラにより、多くの日本企業にとって継続して魅力的な投資先国となっています。

しかし、各国の腐敗度を示す代表的指標であり、Transparency International が毎年公表している Corruption Perceptions Index(腐敗認識指数)の 2024 年版において、タイは 180 か国中 107 位に位置付けられており、タイにおいては贈収賄リスクが依然として懸念事項であることを示しています。

以下では、タイにおける贈収賄規制の概要及び最近の汚職防止法令改正により導入された通報者保護制度についてご紹介します。

### 2. タイにおける贈収賄規制の概要

タイにおいて贈収賄防止に関する事項を規制する主な法制である**仏暦 2561 年(2018 年)汚職防止組織法**(以下「反汚職法」といいます。)は、汚職の防止、公務員の行動及び公務員に対する利益供与の規制、公務執行における説明責任の確保を目的とした包括的な法的枠組みを確立しています。反汚職法は、National Anti-Corruption Commission(国家汚職防止委員会)(以下「NACC」といいます。)が発出した**仏暦 2563 年(2020 年)財産又は利益の受領に関する倫理基準の告示**(以下「NACC 告示」といいます。)を含む下位法令によって補完されています。また、**タイ刑法(Thai Penal Code)**第 143 条及び第 144 条も、公務員との間の贈収賄を禁止しており、反汚職法及び刑法の定めは基本的に一致しています。これらの法制を中心に、タイの贈収賄防止制度が構成されています<sup>11</sup>。

<sup>10</sup> 昔話ですが、私が東京地検特捜部に在籍していた当時、東京地検特捜部は土日祝日も原則出勤、朝から深夜まで勤務であり、2、3 ヶ月に 1 回程度の休みや夏休み・年末年始休暇を合わせて、1 年 365 日で休んだ日数は 23 日位だったと思います(数日程度の数え間違いはあるかもしれません)。そのほか、たまに日曜日の午前中だけ休み、というのがありました。当時の特捜の検事や検察事務官は、子供から「パパ、また来てね」と言われたり、出勤時に子供から「パパと一緒に公園に行く」等と泣かれることも珍しくありませんでした。完全に余談ですが、検察も警察も、程度の差はあれ、公益のために限界まで仕事をしていることは強調しておきたい点です。

<sup>11</sup> 反汚職法、前文

## 公務員

反汚職法第 **173 条及び第 174 条**により、汚職行為の禁止は、公務員、外国公務員又は国際機関の職員に広く適用されます。反汚職法においては外国公務員も明示的に規制対象とされており、国内外の公的主体に贈収賄規制が適用されます(詳細は下記「主要関係者」の項目をご参照ください。)。

**主要関係者**：反汚職法は、次の者を含む幅広い対象者に適用されます。

- **公務員**：政治職にある者、憲法裁判所の判事、独立機関の構成員及び NACC 委員などの国家公務員を含む<sup>12</sup>。
- **国家公務員**：官僚、地方行政官、国家機関職員、国営企業職員、地方自治体職員及び法律により行政権を行使する権限を与えられた者を含む<sup>13</sup>。
- **外国公務員**：外国の法律に基づき職務に就いている者を含む。
- **公的な国際組織の職員**<sup>14</sup>

タイの贈収賄規制法令では、上記の全ての者が責任対象となり得ます<sup>15</sup>。

なお、タイ刑法における「公務員」の定義は、法律に基づき任命された者又は公的義務を遂行するために任命された者(一時的又は恒久的であるか及び報酬の有無を問わない)を指します。これは、反汚職法で幅広く規定された定義と一致しています<sup>16</sup>。

## 禁止行為

反汚職法の下では、公務員・国家公務員が、職務の執行、不作為、遅延(その行為が公務員及び国家公務員の法的権限の範囲内であるか否かを問わない)の見返りとして、自己又は第三者のために財産又は利益を要求、受領すること又は受領に同意することは、違法行為となります。禁止対象行為には、職員が不正に職務を執行することの対価として利益を受領する場合・職務を執行する前に利益の提供を要求した、又はこれに同意した場合も含まれます。法律で明示的に許可されている場合(NACC の規則で許可された倫理基準に基づく場合など)を除き、財産・利益の要求、受領又は受領に同意することは禁止されており<sup>17</sup>、これはタイ刑法においても同様です<sup>18</sup>。

また、重要な点として、反汚職法は、公務員、国家公務員、外国公務員又は公的な国際組織の職員に対し

---

<sup>12</sup> 反汚職法第 4 条(公務員)

<sup>13</sup> 反汚職法第 4 条(国家公務員)

<sup>14</sup> 反汚職法第 4 条(外国公務員、国際機関の公務員)

<sup>15</sup> 反汚職法第 4 条

<sup>16</sup> 刑法第 1(16)条

<sup>17</sup> 反汚職法第 175 条及び第 176 条

<sup>18</sup> 刑法第 148 条及び第 149 条

て、不正な公務上の行為、不作為又は遅延を誘発する目的で財産又は利益を供与、提案又は約束した者にも責任を課しています<sup>19</sup>。これは、**私人が不正な公務執行の見返り又は当該行為を行わせるために当該利益を提供した場合も該当します**<sup>20</sup>。さらに、タイ刑法においても、不法に公務員の行為に影響を及ぼしたことに対する報酬として第三者又は仲介者を通じて職員に利益を供与又は提案した場合を含め、直接的・間接的な誘引行為を犯罪としており<sup>21</sup>、仲介者も処罰対象となります<sup>22</sup>。

主犯だけでなく、汚職犯罪に関与し、又はその遂行を助長する教唆者、帮助者も刑事責任を負います。したがって、不正な利益が公務員に直接提供された場合又は仲介者を通じて間接的に提供された場合、タイ法上の贈収賄罪に該当することになります。

**最高裁判所**は、上記の点を **2009 年最高裁判決第 3096/2552 号**において確認しています。この事件では、2 名の被告人が、拘留中の被疑者に対する麻薬関連の罪を軽減させる目的で、警察官に 70,000 バーツを提供しました。仲介者を通じて申し出が行われ、最終的にはおとり捜査の対象となりましたが、裁判所は、刑法第 144 条に基づき、被告人が違法な公務執行を誘発する目的で贈賄罪を犯したと認定しました。この判決は、(直接であるか間接であるかを問わず)不正な利益が公務員に提供された場合、タイ法上の贈収賄犯罪に該当することを明確に示しています。

## 金額基準は設けられていないこと

タイの汚職防止法に、贈収賄についての金額基準は**設けられていません**。公務に関連している場合、金銭的価値のある財産又は利益の受領は全て違法行為となり得ます<sup>23</sup>。

なお、タイの反汚職法第 128 条及び NACC 告示には、公務員が利益を受領するにあたり許容される「倫理的根拠」についての詳細な指針が示されています。1 人の贈与者につき 1 回ごとに **3,000 バーツ**以下の利益は文化的に適切な場合に限り許容されることがあります<sup>24</sup>、それを超える金額の場合は、30 日以内に上司へ報告し、承認を得ることが求められています<sup>25</sup>。ただし、3,000 バーツは**違反にならない基準**ではなく、いかなる利益も不正な意図がある場合は贈収賄となり得る点に留意が必要です。

## 法人責任及び防止措置

法人に関わる者が、その法人の利益のために違法行為を行い、かつその法人に適切な内部統制措置が整備

<sup>19</sup> 反汚職法第 175 条及び第 176 条第 1 項

<sup>20</sup> 反汚職法第 175 条及び第 176 条

<sup>21</sup> 刑法第 144 条

<sup>22</sup> 刑法第 143 条及び反汚職法第 175 条

<sup>23</sup> 反汚職法第 128 条

<sup>24</sup> NACC 告示第 5-6 条項

<sup>25</sup> NACC 告示第 7 条項

されていない場合、法人自体もその違法行為を行ったものとみなされます<sup>26</sup>。

法令は、法人が直接的又は間接的に公務員に対して不正な利益を提供した場合、法人に対する調査・訴追を可能とする、法人責任の制度を設けています。このリスクを軽減するため、タイで事業を行う企業は、ガバナンスの一環として **NACC のガイドライン**に沿った、8つの原則<sup>27</sup>に基づき内部的な防止措置を確保することが求められます。これらの防止措置を設けることにより、法人が贈収賄に関する内部統制を有し、実施していることが示され、法人責任についての刑罰が軽免される可能性があります。

一方で、当該内部統制が整備されていないことは過失とみなされ、反汚職法第176条第2項に基づき、企業が刑事責任を負う根拠となります<sup>28</sup>。

## 刑罰

個人又は法人が贈収賄その他の不正行為に関与したと判断できる十分な根拠があると認めた場合、NACCは、その調査結果を公表し、司法長官事務所に付託して起訴を求めるることができます。

**タイ刑法**の下では、私人による積極的な贈賄行為については、最長5年の禁固若しくは100,000バーツの罰金又はその両方が科されます<sup>29</sup>。一方、受動的な収賄(公務員による賄賂の受領)は、5年から20年の禁固又は終身刑、さらに100,000バーツから400,000バーツの罰金の対象となり、最も重大な場合には死刑が科されることもあります<sup>30</sup>。

**反汚職法**の下では、積極的な贈賄行為については、同様に最長5年の禁固・最大100,000バーツの罰金が科されます。一方、受動的な贈賄(公務員による賄賂の受領)については、最長20年の懲役又は終身刑、さらに100,000バーツから400,000バーツの罰金が科される可能性があります。反汚職法は法人責任も定めており、企業の刑事責任として、違反によって生じた損害又は利益の1倍から2倍の罰金が科される場合があ

<sup>26</sup> 反汚職法第176条第2-4項

<sup>27</sup> NACC「適切な内部統制措置に関する法人向けガイドライン」(第3版)

1. 贈収賄防止に向けた強固かつ明確な方針及び経営陣からの支援
2. 贈収賄リスクを特定及び評価するためのリスク・アセスメント
3. リスクの高い分野及び脆弱な分野に対する強化された綿密な対策
4. 取引先への贈収賄防止措置の適用
5. 正確な帳簿及び会計記録
6. 贈収賄防止措置を補完する人事管理の方針
7. 贈収賄の疑いを報告することを促進する連絡体制
8. 贈収賄防止のために統制の有効性に関する定期的なレビュー及び評価

<sup>28</sup> 反汚職法第176条第2項

<sup>29</sup> 刑法第143条及び第144条

<sup>30</sup> 刑法第149条

ります<sup>31</sup>。

### 3. 最近の汚職防止法令改正による通報者保護制度について

2025年6月6日から施行される、**仏暦2568年(2025年)汚職防止に関する組織法(第2号)**は、NACC又は権限を有する職員(NACCが指定する)に汚職を通報し、又は情報を提供した者を保護する制度を新たに導入しています。

特に、反汚職法**第132条**の改正及び新たに導入された**第132/1条、第132/2条、第132/3条**は、報復行為を防止し、タイの通報制度への信頼性を高めることを目的としています。

改正後の反汚職法**第132条**は、NACC又は権限を有する職員(NACCが指定する)に対して、善意で供述、情報、証拠又は意見を提供した者が、悪意による訴訟(民事・刑事)、懲戒処分及び調査におけるその他の嫌がらせから保護されることを保証しています<sup>32</sup>。また、同法ではNACCと関わるあらゆる個人を対象として、広い範囲の保護対象者が定められています。保護対象者には、組織の内部者(社内で贈収賄又は談合の疑いを報告する従業員、又は社内調査結果をNACCに報告したコンプライアンス担当者など)、証人となる外部者、自ら申し立てを行っていないもののNACCへの協力を求められた者又は公式な紹介ルートを通じて調査に関与する者などが含まれますが、これらに限定されません。

さらに、**第132/2条**に基づき、善意で通報を行った者は、第132条に基づきNACCに対して供述、情報、証拠又は意見を提供したことによる民事、刑事及び懲戒責任から免責されます。**第132/2条**はさらに、支援を受けるための基準、手続、条件について幅広い支援措置を定めています。これには、NACCが支援のための職員を割り当てること、法定代理人を手配して民事又は刑事訴訟で個人を弁護すること、裁判費用及び訴訟費用の支援、情報提供、検査官又は検察官に照会を行うためのNACCの決議を提供すること(事件記録の一部として扱われる)、私人訴追の刑事事件で検察官に弁護を依頼すること、保護に関する状況を裁判所に通知すること、仮釈放(保釈)を支援すること、保護が確認され次第、懲戒を行った機関に懲戒処分の取消しを求めることが含まれます。NACCが割り当てた職員は、法定代理人と同等の権限で行動することができ、必要な財政的支援は国家汚職防止・抑止基金から拠出されます。

### 新たな通報者保護制度への企業の対応策

改正された反汚職法によって強化された通報者保護制度の下では、贈収賄に関する情報をNACCへ直接報告することが推奨されています。そのため、企業が十分なコンプライアンスの枠組み(強固な通報制度を含む)を整備していない場合、企業内で贈収賄が発生した際に、贈収賄の事実を知る者が当局へ直接情報を報告する可能性がこれまで以上に高まることについて注意が必要です。

企業としては、社内における贈収賄などの不正行為を発見するため、反汚職法第176条第2項に基づく企業の防止措置として、社内におけるコンプライアンスの枠組みの整備を確保することが必要です。例えば、

<sup>31</sup> 反汚職法第176条第2項

<sup>32</sup> 仏暦2568年反汚職法(第2号)第132/1条

従業員が懸念事項を安心して報告できる、安全かつ信頼性の高い手段を提供することにより、社内での通報を促すことにつながります。具体的な対応には、明確な通報者保護規程の設定、研修による意識の向上、機密性の高い通報窓口の整備や強固な報復防止措置の導入等が含まれます。

改正された反汚職法第132条及び第132/1条自体は、企業内での通報には適用されませんが、企業は同様の方法で通報者の保護を強化することにより、社内での通報を促進することが考えられます。また、不正についての報告を受けた場合の適切な対応方法に関する研修を管理職に実施すること、報告の受け付け・評価のための効率的なプロセスを整備することも考えられます。リスクアセスメント、内部監査、記録管理等の幅広い贈収賄防止体制に加えて、これらの防止措置を講じることで、企業のコンプライアンスに対する誠実な姿勢を示すことができ、当局による執行の対象となるリスクの低減にもつながります。

これらの実践的な措置を講じ、企業におけるコンプライアンスの枠組みをNACCの「適切な内部統制措置に関する法人向けガイドライン」に沿った内容とすることは、万が一、社内で贈収賄が行われた場合に、法人責任を問われるリスクを軽減することに役立ちます。

#### 4. 最後に

上記のとおり、タイでは、包括的な贈収賄規制法令の整備及び最近の汚職防止法改正によって導入された通報者保護制度を通じて、贈収賄防止の枠組みが強化されています。タイで事業を行う企業にとっては、社内で発生した贈収賄が当局に報告される可能性が高まっていることを認識し、贈収賄のリスクを軽減し、強化された法律上の要求を満たすため、積極的に強固なコンプライアンス体制を導入することが重要です。

以上

### III 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者：木目田 裕、宮本 聰、西田 朝輝、澤井 雅登、藤尾 春香

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめたので、ご参考ください。

なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えさせていただいております。

【2025年11月27日】

警察庁 国家公安委員会、「令和7年犯罪収益移転危険度調査書」を公表

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/risk/risk071127.pdf>

2025年11月27日、警察庁 国家公安委員会は、「令和7年犯罪収益移転危険度調査書」<sup>33</sup>を公表しまし

<sup>33</sup> 犯罪収益移転危険度調査書とは、犯罪収益移転防止法3条3項に基づき、国家公安委員会が、毎年、犯罪による収益の移転に係る手口その他の犯罪による収益の移転の状況に関する調査及び分析を行った上で、特定事業者その他の事業者が行う取引の種別ごとに、当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載して公表する調査書をいいます。

た。

本調査書では、令和 6 年の刑法犯に関するサイバー空間をめぐる犯罪情勢として、フィッシング報告件数が令和 6 年に約 172 万件に上り、依然として増加傾向が続いているほか、クレジットカード不正利用による被害額は約 555 億円で過去最多となるなどの状況が見受けられたことや、ランサムウェアによる被害が依然として高水準で推移していること、等が記載されています。

また、マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等や令和 6 年の疑わしい取引の届出の警察庁に対する年間通知件数(約 85 万件)といった、マネー・ローンダリング事犯等の分析が示されるとともに、特定事業者ごとに取り扱う商品・サービスの危険度、危険度の高い取引形態、国・地域及び顧客属性並びに危険度の低い取引についてデータや事例に基づき評価を記載する内容となっており、特に金融機関等がマネー・ローンダリング・テロ資金供与対策(AML/CFT : Anti-Money Laundering/Countering the Financing of Terrorism)を行う上でのリスク評価指針として、実務上有用な内容となっています。

【2025 年 12 月 3 日】

**最高検察庁、「不起訴処分広報の具体的運用について」を公表**

[https://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/supreme/img/20251203\\_1\\_00002.pdf](https://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/supreme/img/20251203_1_00002.pdf)

2025 年 12 月 3 日、最高検察庁は、「不起訴処分広報の具体的運用について」を公表しました。本公表は、①個別の事案ごとに、公益上の必要性の程度及び公表による弊害の程度等を考慮し、相当と認められる場合には、裁定主文を公表する、②裁定主文に加えて一定の説明を行うことについても、公表の公益上の必要性の程度及び公表による弊害の程度等を考慮し、相当と認められる範囲で行う、③裁定主文を公表しないこととした場合であっても、個別の事案ごとに検討の上、相当と認められる範囲で、裁定主文に代わる一定の説明や裁定主文を明らかにすることができない理由の説明を行う運用とする方針を明らかにしたものです。

【2025 年 12 月 10 日】

**金融審議会、「暗号資産制度に関するワーキング・グループ 報告」を公表**

[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20251210.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20251210.html)

2025 年 12 月 10 日、金融審議会内に設置された暗号資産制度に関するワーキング・グループは、「暗号資産制度に関するワーキング・グループ 報告」を公表しました。本報告は、同グループにおける暗号資産を巡る制度のあり方についての審議の結果を取りまとめたものであり、暗号資産を巡る制度について、概要以下の指摘をしています。

- ① 根拠法令の見直し
  - ・ 暗号資産の規制法を資金決済法から金商法へ変更するのが適当である。
  - ・ 暗号資産については、有価証券とは異なる金融商品として金商法に位置付けるのが適当である。
- ② 情報提供規制
  - ・ 暗号資産の価値の源泉を実質的にコントロールする者(中央集権的管理者ないし発行者)が存在する暗号資産(中央集権型暗号資産)について、発行者が資金調達を行う場合には、発行者に対し、発行者の情報、調達資金の使途、対象プロジェクトに関する情報等や、暗号資産の性質・機能や供給量、基盤技術、付随する権利義務、内在するリスク等に関する利用者への情報提供義務を課すべきである。また、中央集権型暗号資産について、発行者による資金調達を伴わず、暗号資産交換業者が独自に暗号資産の売買及び売買の仲介を行う場合は、当該暗号資産交換業者に対し、上記の情報をウェブサイト等において開示する義務を課すべきである。

て公表すると共に直接当該顧客に説明する旨の情報提供義務を課すべきである。

- ・ 中央集権型暗号資産以外の暗号資産については、暗号資産交換業者が独自に暗号資産の売買及び売買の仲介を行う場合は、暗号資産交換業者に対し、暗号資産の性質・機能や供給量、基盤技術、付随する権利義務、内在するリスク等の情報をウェブサイト等において公表すると共に直接顧客に説明する旨の情報提供義務を課すべきである。

#### ③ 業規制

- ・ 暗号資産には、第一種金融商品取引業に相当する規制を適用すべきである。また、現行の資金決済法に設けられており、第一種金商業には相当する規定がない、安全管理措置等に関する規制については、金商法に同様の規制を設けるのが適当である。
- ・ 無登録業者による違法な勧誘を抑止するため、例えば、無登録業に関する罰則の引上げを行い、また、裁判所による緊急差止命令の対象とし、証券取引等監視委員会に申立権限及びそのための調査権限を整備する等、より厳格な規制の枠組みを設けるべきである。また、暗号資産を投資対象とする投資運用行為や投資助言行為を規制対象とするべきである等。

#### ④ 不公正取引規制

- ・ 暗号資産のインサイダー取引規制を整備すべきである。
- ・ 暗号資産に係る不公正取引についても、証券取引等監視委員会における犯則調査権限を設けると共に、課徴金制度を創設し、当該制度の創設に伴う調査権限を設けるべきである等。

【2025年12月12日】

#### IPO連携会議、「新規上場時の会計不正事例を踏まえた取引所の対応について」を公表

<https://www.jpx.co.jp/news/1020/t13virt000000ciom-att/t13virt000000cirn.pdf>

2025年12月12日、IPO連携会議(事務局：株式会社東京証券取引所、日本取引所自主規制法人)は、「新規上場時の会計不正事例を踏まえた取引所の対応について」を公表しました。

本資料は、最近の新規上場時の会計不正事例を受けて、今後の再発防止に向けた取引所の対応を取りまとめたものです。このうち内部通報体制の適切な整備に向けた審査及び不正情報の収集・連携強化については<sup>34</sup>、以下の内容が記載されています。

- ・ 新規上場申請会社における内部通報体制の整備状況を確認
  - ※ 経営陣から独立した通報窓口の設置、情報提供者の秘匿や不利益取扱禁止等の社内ルールの整備、不正実行者に通報内容が伝わらない工夫等を確認
- ・ 不正情報の早期受領に向けて、IPO関係者と協力して取引所通報窓口(上場準備会社の上場適格性に関する情報受付窓口)の存在について上場準備会社の役職員等に対する周知活動を実施
  - ※ 上場審査において周知状況を確認
  - ※ 当該窓口経由で受領した情報を主幹事証券会社及び監査法人に円滑に連携できるよう情報収集の手続きを整備

<sup>34</sup> そのほかの対応として、不正リスクに応じた上場審査、経営者に向けた啓発活動等、IPO関係者との連携・協力、自主規制法人における不正リスクに関する上場審査能力の向上に向けた取組みが挙げられています。

【2025年12月18日】

### 「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」が施行開始

<https://www.jftc.go.jp/msca/>

2025年12月18日、「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」が全面施行されました。本法は、特定ソフトウェア(スマートフォンの利用に特に必要な、基本動作ソフトウェア、アプリストア、ブラウザ及び検索エンジン)に関する競争環境の整備を行うため、指定事業者<sup>35</sup>の禁止行為<sup>36</sup>及び講ずべき措置(遵守義務)<sup>37</sup>等について定めたものです。指定事業者が禁止行為に違反した場合、排除措置命令の対象となり、特に法7条及び法8条1号・2号の禁止行為に違反した場合には課徴金納付命令の対象<sup>38</sup>となります。また、指定事業者が遵守義務に違反した場合には、勧告及び命令の対象となり、命令に違反した場合、個人及び法人に100万円以下の罰金が科されます。

【2025年12月19日】

### 法務省、刑事手続きの在り方を検討する有識者研究会において取調べ可視化拡大など議論

2025年12月19日付け時事通信

2025年12月19日付け時事通信の報道によれば、法務省は、2025年12月19日、刑事手続きの在り方を検討する有識者研究会の初会合を開きました。

本研究会は、法曹三者や刑事法学者ら11人で構成されるもので、取調べの可視化をはじめ、刑事手続き全般を対象に制度の見直しが議論される予定であり、初会合では、冤罪被害者らを念頭に、当事者へのヒアリングを実施する方針が確認されたとのことです。

今後は、現在は全体の3%弱にとどまっている取調べの可視化の対象事件の範囲の拡大に関する議論、合意制度(日本版「司法取引」)の制度の在り方についての検証がなされる予定とのことです。

以上

<sup>35</sup> 具体的には、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者のうち、当該特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が他の事業者の事業活動を排除し、又は支配し得るものとして特定ソフトウェアの種類ごとに利用者の数その他の当該事業の規模を示す指標により政令で定める規模以上であるものとして、公正取引委員会に指定を受けた事業者を指すとされています(法2条)。

<sup>36</sup> 具体的には、①取得したデータの不当な使用、②アプリ事業者に対する不公正な取扱い(法6条)、③他のアプリストアの提供妨害(法7条1号)、④モバイルOSの機能の利用妨害の禁止(法7条2号)、⑤他の課金システムの利用妨害(法8条1号)、⑥リンクアウト、ステアリングの制限等(法8条2号)、⑦他のブラウザエンジンの利用妨害(法8条3号)、⑧自社のソーシャルログインの利用強制(法8条4号)、⑨検索結果の表示における自社優遇(法9条)が禁止されています。

<sup>37</sup> 具体的には、①取得データの使用条件等の開示に係る措置(法10条)、②取得データの利用者に対する移転に係る措置(法11条)、③デフォルト設定の変更、選択画面の表示に係る措置(法12条1号イロ・2号)、④追加インストールの同意、アンインストールに係る措置(法12条1号ハ二)、⑤仕様変更等の開示、期間の確保等に係る措置(法13条)を講じることが求められています。

<sup>38</sup> 課徴金額は、違反行為期間における、違反行為に係る商品又は役務の売上額に、20%を乗じて得た額に相当する額とされています(法19条)。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター 購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)